

平成16年7月8日(照会日)
平成16年7月9日(金融庁接受日)

金融庁総務企画局企業開示参事官 殿

照会者
43 ル・バイエン 75017 パリ フランス
ヴァレオ・エスエイ
チェアマン・オブ・ザ・ボード
チーフ・オペレーティング・オフィサー
シェリー・モリン

上記照会者代理人弁護士
東京都千代田区霞が関3丁目3番2号
新霞ヶ関ビル20階
シージーエスエイチ法律事務所
弁護士 寺井庸雅
同 角田太郎

証券取引法に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職らは、上記照会者の代理人として、標記の件につき、下記のとおりご照会申し上げます。

敬具

記

一 照会にかかる取引の具体的内容

フランス証券取引所に株式を上場している照会者（以下「当社」といいます。）は、当社並びに当社が直接又は間接にその発行済株式の50%以上を保有するフランス国内及び（日本を含む）フランス国外の子会社及び孫会社の一定の従業員（以下「有資格従業員」といいます。）による当社株式の保有を奨励するため、以下の概要により、従業員持株制度（以下「本制度」といいます。）の導入を予定しています。尚、全世界ではおよそ6万人、日本国内では、当社の日本国内の子会社及び孫会社の計4社（当社の孫会社が50%の議決権を有する合弁会社1社を含みます。）の従業員約1,400人が、有資格従業員となります（別紙参照）。

1 当社の従業員持株会（FCPE）の概要

本制度を通じ当社株式を取得しようとする有資格従業員（以下「参加従業員」といいます。）は、フランス企業の従業員持株制度において広く利用されているフランスの公認従業員投資基金である *Fonds Commun de Placement d'Enterprise*（以下「FCPE」といいます。）を通じ、当社株式を保有することになります。

尚、以下に本制度のために設立される FCPE の概要を述べます。

- ① FCPE は、法人格を有しない証券の共有制度ですが、第三者との関係では、その保有する有価証券の所有者として扱われます。
- ② 第三者との関係では、外部の「マネージメント会社」が FCPE の代表者としての地位に立ち、行動します。
- ③ FCPE の資産は、「保管代理人」である金融機関が管理します。
- ④ FCPE の運営は、同数の参加従業員の代表者と当社及び当社グループの代表者により構成される「監督委員会」の監督の下、マネージメント会社により行われます。
- ⑤ FCPE が取得した株式に関する議決権行使は、監督委員会により決定されます。
- ⑥ FCPE に対して拠出し、その持分権（以下「ユニット」といいます。）を取得できるのは、有資格従業員に限定されます。
- ⑦ 参加従業員が FCPE から脱会する場合には、自己の有するユニットの買戻請求を FCPE に対して行い、現金を受け取ることとなりますが、いかなる場合にも当社株式自体の交付を受けることはできません。
- ⑧ FCPE の投資対象は、原則として、当社株式に限定されますが、参加従業員が FCPE から退会する際に支払うユニットの買戻代金の原資を確保する等のため、後述するスタンダード型 FCPE の場合は資産の最大 10% を、レバレッジ型 FCPE の場合は資産の最大 5% を、それぞれ債券や投資信託等、現金と同視できる資産に投資することができます。

2 本制度（従業員持株制度）の概要

本制度では、二つの従業員持株会（スタンダード型 FCPE とレバレッジ型 FCPE）が設立されますが、有資格従業員は、本制度に参加するか否か、又参加するとした場合、そのいずれに参加するか、あるいは双方に参加するかを、自由に選択することができます。

スタンダード型の場合、FCPEは、当社新株に対する払込代金として参加従業員のFCPEに対する拠出金を使い、参加従業員が希望する数の当社新株を市価より20%程度引いた価格で引き受けます。当社株式に対しFCPEが受け取った配当は、FCPEにより当社株式に再投資され（但し、上記1⑧に該当する場合は例外となります。）、参加従業員に対して支払われることはありません。ユニットは、参加従業員の個人的な事情の変更として列挙される一定の例外的事由に該当する場合（例えば、結婚、第三子の誕生、離婚、失業、住宅の建築、開業、債務整理等を行う場合、以下総称して「早期処分事由」といいます。）を除き、原則として、取得時よりおよそ5年間処分することができません（以下「処分制限期間」といいます。）。早期処分事由が発生した場合、または処分制限期間が満了した場合、参加従業員は、自己の保有するユニットをFCPEに対し、買い戻すように請求することができますが、当社株式の交付を請求することはできません。ユニットの買戻代金は、FCPEの純資産額に対する当該参加従業員の持分相当額であり、当社株式の市場価額の変動に連動することになります。

レバレッジ型の場合も、基本的にはスタンダード型の場合と同様であり、参加従業員はFCPEを通じて、市価より20%程度ディスカウントされた価格で当社新株を取得しますが、参加従業員の拠出金に加え、FCPEがフランス国内の銀行と別途締結するスワップ契約に基づき、同銀行からFCPEに支払われる金額が払込代金の一部に充当されることとなります。従って、参加従業員は、スタンダード型の場合に比べ、より多くの当社新株に対する持分を取得することができるようになります。現在、レバレッジ率として87.5%を想定しています。従って、例えば、参加従業員の拠出金を10ユーロとした場合、スワップ契約による銀行からの受取金は70ユーロとなります。しかしこの場合、FCPEが受け取る当社株式の配当金は、参加従業員の拠出金により購入された株式からの配当の分を含め、スワップ契約に基づき、受領の度に銀行に支払われます。また、参加従業員が、自己の保有するユニットの買い戻しを請求する際に、当社株式が発行時の市価よりも値上がりしている場合には、スワップ契約に基づき、右値上分の一定割合が銀行に支払われることとなります。但し、買い戻し時に、当社株式の市場価額が当初の（ディスカウントされた）引受価額よりも下落している場合には、スワップ契約及び銀行の保証約束に基づき、その差額が銀行からFCPEを通じ参加従業員に支払われることとなります。従って、レバレッジ型の場合には、当社株式の市価が引受価額よりも下落した場合であっても、FCPEから退会する際の払戻金が、参加従業員の支払った拠出金相当額を下回らないよう保証されることとなります。

二 関連する法令（条項）

本照会に関連する法令（条項）は、証券取引法（以下「証取法」といいます。）第4条第1項、同法第15条第1項及び同条第2項です。

当職らは、本件のような場合、参加従業員ではなく、FCPEのみが株主として扱われることになり、従って、FCPEに対する当社株式の発行に関して、有価証券届出書の提出や参加従業員に対する目論見書の交付は必要でないことを、ご照会申し上げます。

三 適用の有無についての照会者の見解とその根拠

1 FCPEに対する株式発行に関して、FCPEのみが株主として扱われ、従って有価証券届出書の提出及び目論見書の交付の必要がないこと

前述したとおり、①当社が発行する株式はFCPE名義で保有されること、②その議決権は、同数の参加従業員の代表及び当社グループの代表者により構成される監督委員会が行行使すること、③当社株式に対する配当金は、FCPEにプールされ、スタンダード型の場合は当社株式に対する再投資に充てられ、レバレッジ型の場合は、スワップ契約に基づき銀行に支払われることからすれば、本制度のFCPEは、「企業内容等の開示に関する留意事項5-15」に規定する、従業員持株会（即ちFCPE）を一人株主として取り扱うための基準（①株主名簿に「持株会」の名義で登録されていること、②議決権の行使は「持株会」が行うこと、③配当金を持株会でプールし運用するシステムをとっていること）を満たすと思料され、さらに参加従業員がFCPEから退会する際には、参加従業員に当社株式自体が交付されることはなく、あくまで現金のみを受け取るに過ぎないものであることからすれば、当社が発行する株式については、FCPEを通じて参加従業員が取得するのではなく、FCPEが一人株主として取得するものとして取り扱われ、証取法第2条第3項第1号（多数の者を相手方として行う場合）に該当しないため、「有価証券の募集」に該当せず、同法第4条第1項、同法第15条第1項及び同条第2項の適用はないものと思料致します。従って、FCPEに対する株式発行に関連して、有価証券届出書の届出及び参加従業員に対する目論見書の交付を行う必要はないものと思料致します。

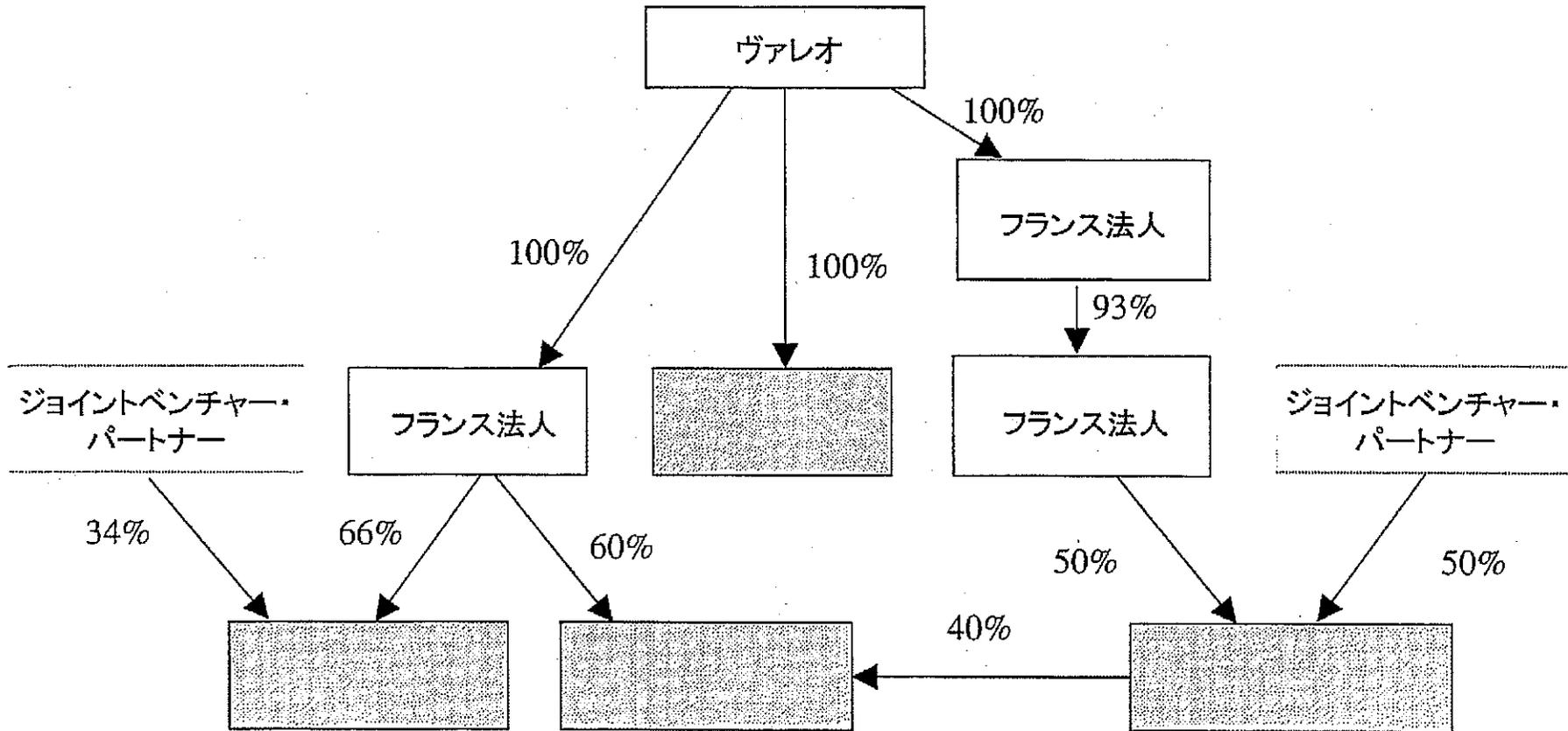
2 当社は、本照会における照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについて同意致します。但し、以下に述べるとおり平成16年9月15日以降の公表を希望致します。

本制度の実施の有無及び本制度の内容に関する詳細については、フランス国内及びフランス国外のいずれの有資格従業員に対しても未だ公表されておらず、本制度実施に関する告知及びその内容の詳細に関する説明は、本制度が世界的規模で実施されるものであることから、全社的な準備の完了を待って統一的に実施すべく、現在各国においてその準備を進めている段階であります。日本（及び他

の国における) 本制度実施に関する告知及びその内容の詳細に関する説明は、平成16年9月15日以降に開始される予定であります。右説明会実施前に本照会及び回答内容が公表された場合には、有資格従業員から当社又は当社の日本国内の子会社及び孫会社に対して多数の問い合わせ等がなされることが予想され、各社の通常業務に支障をきたすおそれがあるのみならず、全社的な準備を経た上での統一的な説明の実施が困難となることから、本照会及び回答内容については、有資格従業員に対する本制度説明会の開催日以降の公表を希望致します。

以上

(別紙)



 : 本制度の有資格従業員を雇用する日本法人